五泉地域衛生施設組合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11年法律第117号)第5条の規定に準じ、中間処理施設整備・運営事業(以下「本事業」という。) に関する実施方針を令和2年2月28日に公表した。

ここに、同法第7条の規定に準じ、本事業を特定事業として選定したので、同法第11条の規定に 準じ、その客観的評価の結果を次のとおり公表する。

令和2年7月8日

五泉地域衛生施設組合

管理者 五泉市長 伊藤 勝美

五 泉 地 域 衛 生 施 設 組 合中間処理施設整備・運営事業 特 定 事 業 の 選 定 に つ い て

令和2年7月

五泉地域衛生施設組合

# 五泉地域衛生施設組合中間処理施設整備・運営事業

# 特定事業の選定について

# 目 次

	章 事業概要1
1	事業の目的1
2	事業の内容1
3	事業方式1
4	事業期間1
5	施設の概要及び規模2
	章 組合が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価3
1	評価方法3
2	組合の財政負担見込額による定量的評価3
3	DBO方式で実施することの定性的評価4
	民間事業者に移転するリスクの評価4
5	総合的評価5

# 第1章 事業概要

#### 1 事業の目的

五泉市、阿賀野市、阿賀町(以下「本地域」という。)では、発生する可燃ごみや、不燃ごみ、粗大ごみ等の一般廃棄物について、五泉地域衛生施設組合(以下「組合」という。)による共同処理や各市町による処理を行っている。しかし、これら組合や各市町の廃棄物処理施設は、稼働後25年以上が経過し、いずれも老朽化していることから、施設更新が急務となっている。

また、国においては「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」において、今後の恒久的な対策として、小規模なごみ焼却施設を高度な処理機能を有する大規模施設へ集約する必要性を示しており、新潟県においてもごみ処理の広域化を推進している。

こうした国や県の施設整備方針を踏まえ、本地域では平成25年5月から、広域エリアでの施設整備及び共同処理について検討を進めてきた結果、新たな中間処理施設を整備することにより、本地域内の一般廃棄物について、更なる集約処理を実施することとした。

本事業の目的は、組合が広域処理施設の整備を行うに当たって定めた5つの基本方針、「1. 安心・安全で安定した施設」「2. 環境に配慮した施設」「3. エネルギーと資源の有効活用に配慮した施設」「4. 地域に密着した施設」「5. 経済性に優れた施設」に則って施設整備を行うと同時に、サービスの向上と経済性を追求した運営・維持管理を実施するものである。

#### 2 事業の内容

本事業は、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設を設計・建設し、運営する。

本事業で整備する施設は、エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設ほか、管理棟(エネルギー回収型廃棄物処理施設等との合棟)、計量棟、ストックヤード、駐車場、付帯施設(構内道路、門扉、植栽、その他関連する施設や設備)(以下、これらを総称して「本施設」という。)である。

施設名称	施設規模
エネルギー回収型廃棄物処理施設	122t/日
マテリアルリサイクル推進施設	11t/日

# 3 事業方式

本事業は、DBO (Design:設計、Build:建設、Operate:運営) 方式により実施する。

組合は本施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る資金を調達する。なお、本施設は、組合が 所有する。また、本施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業とし て実施する予定である。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社(落札者の構成員の出資により、本事業を実施する目的で出資・設立される会社(SPC)。以下「運営事業者」という。)を選定事業者(以下「事業者」という。)として、本施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る本事業を一括して行うものとする。

組合は本施設を30年以上にわたって使用する予定であり、事業者は30年以上の使用を前提として本業務を行うこととする。

### 4 事業期間

事業期間は、特定事業契約締結日から令和27年3月31日までの期間であり、設計・建設期間、 運営・維持管理期間から構成される。

- (1) 設計・建設期間:特定事業契約締結日から令和7年3月31日まで。
- (2) 運営・維持管理期間:令和7年4月1日から令和27年3月31日まで。

#### 5 施設の概要及び規模

施設の立地条件等は以下のとおりである。

(1) 事業用地

① 所在地 新潟県五泉市清瀬84番地2ほか

② 敷地面積(事業用地面積) 約2.9ha(全体)

③ 都市計画事項

ア 都市計画区域 都市計画区域内

「ごみ処理場」として、都市計画決定済み。面積:28,800m<sup>2</sup>

イ 用途地域指定なしウ 防火地域指定なしエ 高度地区指定なしオ 建ペい率70%以内カ 容積率200%以内

キ 斜線規制 道路斜線勾配 1.5、隣地斜線勾配 31m+2.5

ク 河川保全区域 河川保全区域 (河川区域から 9m 以内の区域) において工作物

の設置や、盛土等の行為を行う際には許可の手続きが必要な

場合がある。

ケ 浸水予測深さ 0.5~3.0m (阿賀野川の浸水想定区域として)

コ 緑化率指定なしサ 下水道計画区域区域外シ 日影規制指定なし

ス その他 全域が農業振興地域(農用地区域)のため、農振除外手続き

が必要。

# (2) 対象施設の概要

① 新設する施設

施設の種類	概  要		
	処理対象物	可燃ごみ、マテリアルリサイクル推進施設で	
マラッジ、同位型		発生する可燃残渣及び汚泥等	
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	処理方式	全連続燃焼式(ストーカ式)	
<del>角果</del> 物处理旭散	処理能力	122t/日 (61t/24h×2炉)	
	エネルギー回収率	16.5%以上	
<b>コテリアル</b>	処理対象物	不燃・粗大ごみ、資源物等	
マテリアル リサイクル推進施設	主要設備	破砕設備、受入選別設備、保管設備	
ソリイクル推進施設	処理能力	11t/日	

# 第2章 組合が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価

#### 1 評価方法

- (1) 組合は、組合が直接、本事業を実施する場合と比較して、事業期間を通して組合の財政負担の縮減を期待できること及び公共サービスの水準の向上を期待できることを選定の基準とした。具体的には、次により評価を行った。
  - ① 組合の財政負担見込額による定量的評価
  - ② DBO方式として実施することの定性的評価
  - ③ 事業者に移転するリスクの評価
  - ④ 上記による総合的評価
- (2) 組合の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

#### 2 組合の財政負担見込額による定量的評価

(1) 組合の財政負担見込額算定の前提条件

本事業を組合が直接実施する場合及びDBO方式で実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、組合が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容 を制約するものではない。

項目	組合が直接実施する場合	DBO方式で実施する場合	
財政負担見込	①設計・建設費	①設計・建設費	
額の主な内訳	②運営・維持管理費	②運営・維持管理費	
	③起債金利	③起債金利	
	④施工監理費	④施工監理費	
	⑤発注支援費用	⑤SPC開業費	
	⑥売電収入	⑥SPC経費	
		⑦公租公課	
		⑧アドバイザリー費用	
		⑨モニタリング費用	
		⑩売電収入	
共通の条件	① 事業期間:24年間(本施設の設計・建設期間3年10ヶ月間、		
	本施設の運営	・維持管理期間 20 年間)	
	② 年間計画処理量※1:エネルギー回収	型廃棄物処理施設 30,942.30t/年	
	マテリアルリサイクル推進施設 2,141.59t/年		
	③ 割引率:0.48%/年		
資金調達に関	本施設の設計・建設:「循環型社会形成	同左	
する事項	推進交付金」交付要綱に基づき設定		
施設整備に関	民間企業に対する見積徴収の結果を精	同左	
する事項	査して設定した建設費		
維持管理に関	民間企業に対する見積徴収の結果を精	同左	
する事項	査して設定した維持管理費		

<sup>※1</sup> ここで示す年間計画処理量は、各施設とも計画目標年次令和7年度のごみ量である。

#### (2) 組合の財政負担見込額の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりである。ここでは、組合が直接 実施する場合の財政負担見込額を100とし、指標により比較を行った。

	財政負担の比較
組合が直接実施する場合	100
DBO方式で実施する場合	95. 1

# 3 DBO方式で実施することの定性的評価

本事業をDBO方式で実施する場合、民間事業者の経営能力、技術力及び運営能力等の活用による定性的評価としては、次の効果が見込まれる。

#### (1) 効率的かつ良質な運営・維持管理の実施

本施設の設計・建設及び運営・維持管理の各業務を一括して性能発注することにより、運営・維持管理の方針と整合した施設の設計・建設を行うことができ、事業期間にわたり、効率的かつ効果的に本事業が実施されることが期待できる。特に、運営・維持管理業務については、施設の設計に運営者の意見が反映されることにより、効率的かつ良質な運転管理、点検補修等の運営・維持管理の実施が可能になると考える。

#### (2) 運営を長期間包括的に発注することによる効率化

これまで直営と、3年間ごとの委託契約により行ってきた運営・維持管理業務を、全て民間事業者に長期的かつ包括的に委託することにより、民間事業者は複数年度にわたる業務改善効果を考慮して業務を遂行することが可能になると考える。

#### (3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するという考えに基づき、組合と民間事業者が適正なリスク分担を行うことにより、本事業に内在するリスクに対し、適切なリスク管理や問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になると考える。民間事業者に移転するリスクの評価については、「4 民間事業者に移転するリスクの評価」に示す。

#### 4 民間事業者に移転するリスクの評価

DBO方式で実施する場合は、組合が直接実施する場合に組合が負担するリスクの一部を民間事業者に移転して実施する。

DBO方式で実施する場合に民間事業者が負担するリスクは、民間事業者が組合よりも効果的かつ効率的に管理可能であり、民間事業者が有するノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できると考える。

主に、以下に示すリスクについては、事業者のリスク管理能力を活かすことができ、サービスの質の向上を図ることができると考える。

# (1) 設計・建設段階におけるリスク

- ① 測量・地質調査に関するリスク
- ② 施設の設計・建設に関するリスク
- (2) 運営・維持管理段階におけるリスク
  - ① 要求性能の未達に関するリスク

- ② 施設の損傷に関するリスク
- ③ 運営コスト増大に関するリスク
- ④ 周辺環境等の保全に関するリスク

#### 5 総合的評価

本事業は、DBO方式にて実施することにより、組合が直接実施する場合に比べ、事業期間全体 を通した組合の財政負担見込額について、4.9%の縮減を期待することができる。

また、設計・建設及び運営・維持管理業務を一括して発注することにより、運営・維持管理の方針と整合した施設の設計・建設を行うことができ、効率的かつ良質な運転管理、点検補修等の運営・維持管理の実施が可能になることから、公共サービス水準の向上を図ることができるとともに、適切なリスク管理やリスク発生時の迅速な対応が可能になる。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条の規定に準じ、特定事業として選定する。

担 当 : 五泉地域衛生施設組合 施設整備係

住 所 : 〒959-1604 新潟県五泉市論瀬 8864 番地

T E L : 0250(43)3852F A X : 0250(43)3853

電子メール : gosenshisetsul@abeam.ocn.ne.jp

ホームページ : http://gosen-eisei.jp/

以 上